

しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう どうみん きた み  
**障害者差別解消法 道民フォーラム in 北見**  
しょう ひと ひと ほっかいどう く  
**「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」**

1 **開催趣旨**

北海道では、平成28年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がい者差別解消の推進に寄与することが求められています。

さらに令和6年4月には障害者差別解消法の一部改正法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、障がいのある人がさまざまな困難に直面していることへの気づきがより重要になっています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いのできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として本フォーラムを開催します。

2 **主催**

北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

3 **共催**

北見市

4 **開催日時・会場等**

- (1) 日時 令和6年10月20日（日） 13:30～15:30
- (2) 会場 オホーツク JA Bldg. A会議室（北見市とん田東町617番地）
- (3) 定員 80名程度

5 **対象**

どなたでも参加可能（無料）

6 **開催内容**

- 13:30 開会、主催者挨拶
- 13:40 基調講演「障害者差別解消法改正の概要・合理的配慮の提供について」  
講師：長濱 章雄 氏（旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 教授）
- 14:20 ～休憩～
- 14:30 活動報告① 話題提供者：岩瀨 聖司 氏（北海道中途難失聴者協会オホーツク支部 支部長）
- 活動報告② 話題提供者：斉藤 美知代 氏（北海道自閉症協会オホーツク分会 事務局長）
- 活動報告③ 話題提供者：井下 正幸 氏（株式会社テルベ（セブン&アイ・ホールディングス特例子会社））
- 15:20 活動まとめ  
長濱 章雄 氏（旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 教授）
- 15:30 閉会

## 7 申込み方法

- (1) 点字資料を希望される場合は、令和6年(2024年)10月4日(金)までに、それ以外の方は令和6年(2024年)10月11日(金)までに、①インターネット(申込みフォーム使用)又は②ファックス(添付の申込書使用)、のいずれかの方法でお申し込みください。
- (2) 車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込時にその旨をお知らせください。
- (3) 定員を上回る申込みがあった場合は、別途調整するほか、申込締切日前に申込みを締め切らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 8 申込み・問い合わせ先

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係(担当:鷹巣)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線25-731) FAX 011-232-4068

URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=cvo87rh8>(申込みフォーム)

<https://www.harp.lg.jp/cvo87rh8>(申込みフォーム・短縮URL)

もうしこみしょ  
F A X 申 込 書

あて先 : 011-232-4068 【送信票等は不要です。】

ほっかいどうほけんふくしぶふくしきょくしょう しゃほけんふくしかちいきしえんがかり たかす いき  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係 鷹巣 行

しょうがいしゃさべつかいしょうほう どうみん きたみ つぎ もう こ  
「障害者差別解消法 道民フォーラム in 北見」に次のとおり申し込めます。

氏名 (ふりがな)	
お住まいの市区町村	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
必要な配慮 (当てはまるものに○をつけてください。)	くるま りよう かいじょしゃどうこう しゅわつうやく ようやくひっき 車いす利用 介助者同行 手話通訳 要約筆記 てんじ しりょう つ しりょう さんしよく 点字の資料 ルビ付きの資料 三色カード その他 ( )
その他	